

令和8年 沖縄市エイサー商品券事業参加店舗募集要項
(既存店舗用)

令和8年2月13日作成

沖縄市では物価高騰が継続する中、経済状況がひっ迫していることから、令和7年に引き続き、広く市民が利用できる商品券を配布します。そこで、商品券をより多くの方に利用していただくために、商品券を取り扱っていただける店舗を募集します。

1.商品券事業概要

名称	沖縄市エイサー商品券
券種	2種類 ①共通券（サーちゃん商品券・さなじい商品券）：すべての参加店舗が対象 ②応援券（エイ坊商品券）：大型スーパー・コンビニ・チェーン店等を除く参加店舗が対象
額面	ひとり当たり10,000円（共通券1,000円×5枚+応援券1,000円×5枚） 非課税世帯へは追加でひとり当たり3,000円（共通券1,000円×3枚）
配布対象者	1次配布：令和8年1月1日時点で沖縄市住民基本台帳に登録されている方 2次配布：令和8年1月2日～2月28日の期間で転入・出生手続きをされた方 3次配布：令和8年3月1日～8月31日の期間で転入・出生手続きをされた方 非課税世帯は追加配布
商品券配布期間	1次配布：2月下旬～5月中旬（予定）に郵送 2次配布：5月中旬～7月上旬（予定）に郵送 3次配布：3月2日～8月31日の期間、市役所窓口にて随時配布
商品券対象外商品・サービス	2Pをご確認ください
商品券利用期間	令和8年2月24日(火)～令和8年8月31日(月) ※商品券は2月24日(火)の週から市民への郵送を開始する予定です。
参加店舗紹介方法（予定）	①店頭設置用販促物（ポスター・のぼり・ステッカー・カード） ②専用サイト上の参加店舗一覧ページ ③参加店舗一覧冊子・広報誌紙面
商品券換金受付期間	令和8年3月上旬～令和8年9月中旬※詳細は8Pをご確認ください。
参加店舗募集期間	自動更新になっております。 辞退の場合は、事務局までお問い合わせください。
参加資格	沖縄市内に店舗、事務所等を有する事業者 ※詳細は2Pをご確認ください
店舗区分	4Pをご確認ください

2.商品券対象外商品・サービス

- 1.出資や金融商品の購入
- 2.国や地方公共団体への支払い
- 3.債務の支払い（振込手数料・電気・ガス・水道料金・保育料等）
- 4.有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券・切手・官製はがき・印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 5.たばこ
- 6.事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 7.土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- 8.現金との換金、銀行への預け入れ
- 9.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条で定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業に係る支払い
- 10.特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反するもの
- 11.商品券の交換又は売買
- 12.医療保険や介護保等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- 13.その他、商品券発行の趣旨にそぐわないもの

3.参加資格

以下のa～gをすべて満たす事業者

- a.沖縄市内に店舗、事務所等を有する事業者
- b.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条で定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業を行うものではない事業者。
- c.特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行わない事業者。
- d.入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けていない事業者。
- e.暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体などではない事業者。
- f.3Pの「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱っていない事業者。
- g.現金価格より高額な商品券特別価格などの設定をしない事業者。
(例) 商品券の場合150円、現金等の場合100円とするような価格設定。

4. R8年沖縄市エイサー商品券参加店舗誓約事項

参加するにあたって下記の項目について遵守してください。

- ①商品の販売、又はサービスの提供無く商品券の換金を行いません。また、商品券の譲渡、売買は行いません。
- ②商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付しません。
また、利用できる商品に対して、商品券の受付を拒みません。
- ③商品券の再版・再流通、ほか商品券の偽造・悪用・濫用致しません。
- ④商品券を紛失・き損した場合、すべて自己責任とします。
- ⑤商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- ⑥商品券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- ⑦商品券の取り扱い、参加店舗の責務ほか、募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- ⑧商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。
- ⑨商品券の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩「政治団体とかかわる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。
- ⑪「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか、否か関係機関に照会することに承諾します。
- ⑫店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（専用サイト・チラシ等に掲載）について承諾します。
- ⑬店舗名・所在地・電話番号・業種等の情報を事務局へ提供することに承諾します。
- ⑭事業アンケート提出へ協力します。
- ⑮現金価格より高額な商品券特別価格などの設定は致しません。
(例) 商品券の場合150円、現金等の場合100円とするような価格設定。

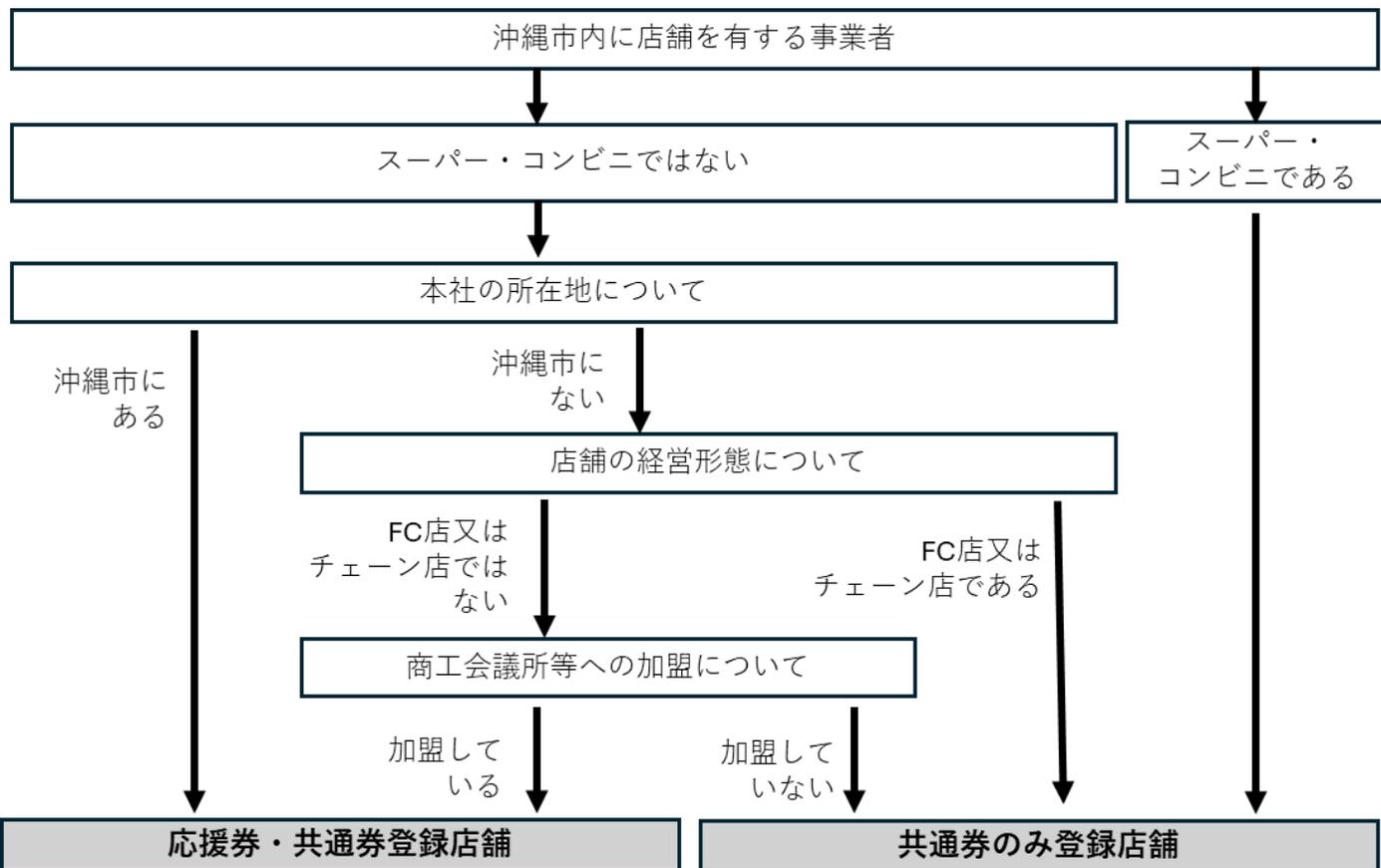
5. 店舗区分

下記の内容で店舗区分します。

なお利用期間途中での商工会議所等への参加も可能です。

新たに商工会議所会員に参加された場合、事務局までご連絡をお願い致します。

取り扱い可能商品券の券種について
応援店舗：応援券・共通券 両方可能
共通店舗：共通券のみ 可能



●チェーン店の定義

単一資本で11店舗以上、直接経営及び管理している小売業者飲食業とする。

例) A店という名で全国に11店舗あるなど

6. 参加店舗応募方法

令和7年度で参加店舗へ登録されている店舗は、応募が必要ありません。

令和8年度エイサー商品券について、令和7年度に引き続き継続の事業となるため、

既に参加店舗として登録して頂いている事業者につきましては、自動的に更新とさせていただきます。

(店舗の市外への移転や廃業等に伴い継続が難しい場合は、登録リストから削除させていただきますので、事務局へご連絡くださいますようお願い致します)

7. 参加店舗応募受付期限

原則、引き続き参加店舗として登録

※1月上旬にお送りした文書にてご連絡いたしました

「令和8年度商品券事業の参加店舗登録更新について」にも記載のとおり、

辞退の場合、1月16日までにご連絡をお願いしております。

ご連絡頂きました店舗につきましては、参加店舗一覧(第1弾)から削除させていただきます。

今後、参加店舗一覧(第2弾)を作成し、配布予定です。

8. 参加店舗での商品券利用販促施策について

参加店舗でより商品券をご利用頂くために、2つの施策を行う予定です。

具体的な内容については、登録後送付します参加店舗向けマニュアルをご覧ください。

①参加店舗一覧へのサービスを掲載

例) 商品券を利用された方へドリンク1杯サービスなどのサービスを設定いただくことで商品券利用販促となります。

※あくまで、ご希望される参加店舗のみで問題ございません。必須項目ではございません。

②参加店舗オリジナルデザイン無料制作

沖縄市エイサー商品券事業における販促物として、店舗オリジナルのデザインを制作して無料でプレゼントします。店舗のSNSやチラシ等でご活用ください。

デザインの内容は事務局との調整になります。

例) SNS用画像、店舗によるポスティング用チラシなど



9.換金申請方法について

基本的に令和7年度から、換金申請方法に変更はありません。

換金申請方法は大きく分けて郵送と対面の2種類あります。

換金申請時に必要なものを方法に合わせてご準備をお願いいたします。

①郵送の場合

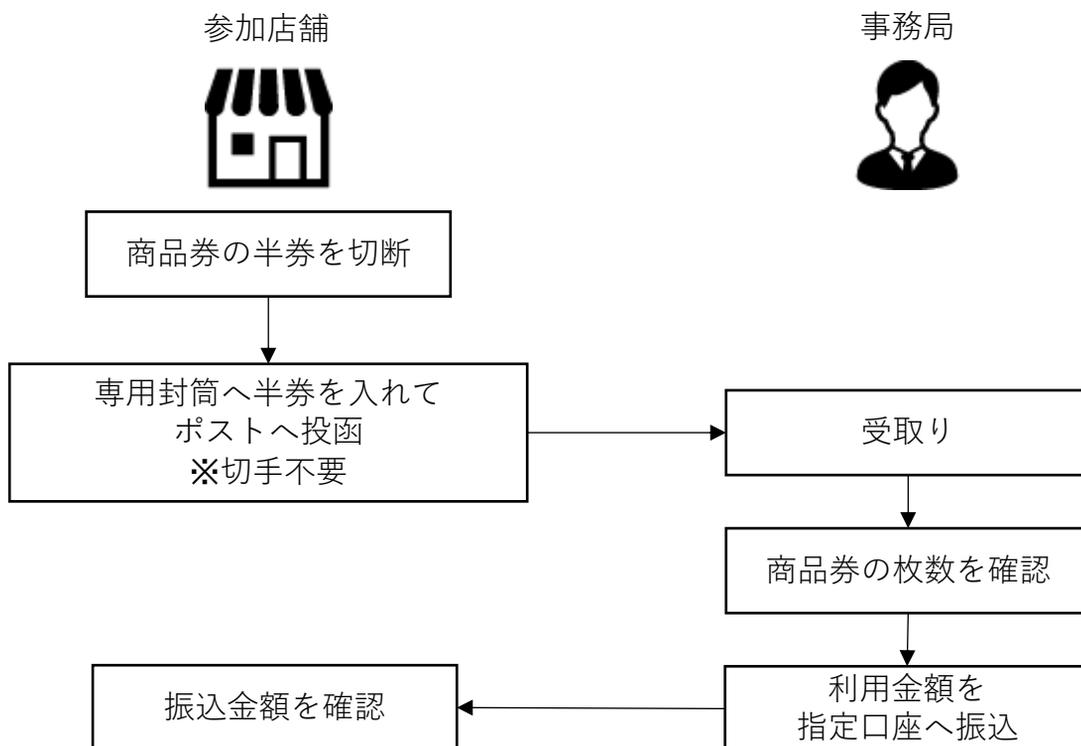
商品券の半券を専用封筒に入れてポストへ投函するだけです。

切手代は不要です。枚数確認後、振込を行います。

換金申請時に必要なものは次の4点です。

①使用済み商品券 ②換金申請書 ③換金申請用封筒 ④登録番号

②③④は事務局から事前に提供します。④は登録通知書に記載いたします。



②対面の場合

対面で、事務局がその場で確認し受付する方法です。

なお、対面の場合、受付場所はA常設換金所または、B事務局スタッフが参加店舗を訪問する2種類があります。支払い方法も後日振込と、その場で現金にて支払う2種類があります。

現金で支払う場合は、上限金額は3万円（30枚）となります。

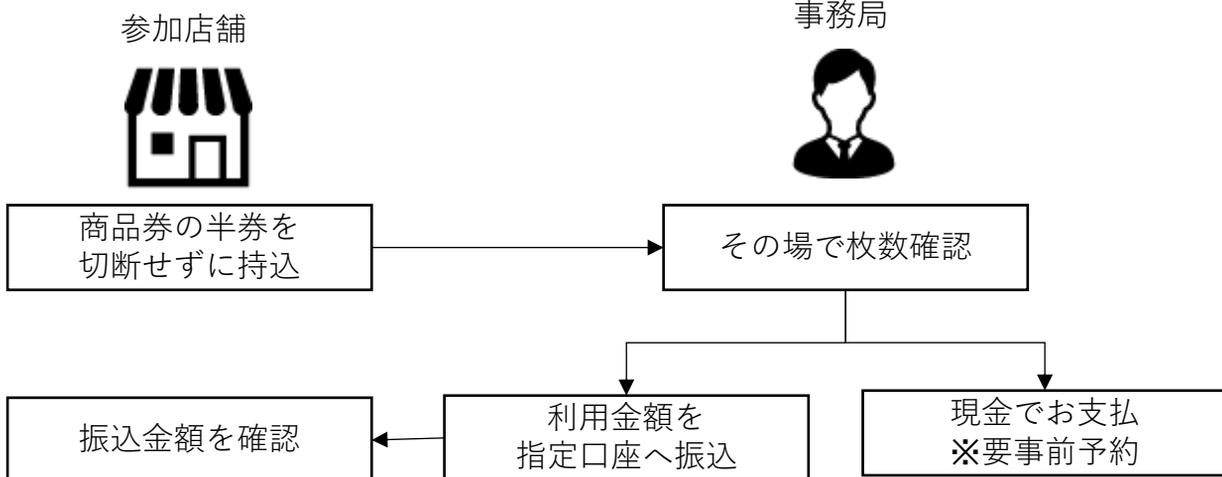
詳細は参加店舗向けマニュアルへ記載しますので、ご確認をお願いいたします。

換金申請時に必要なものは次の2点です。

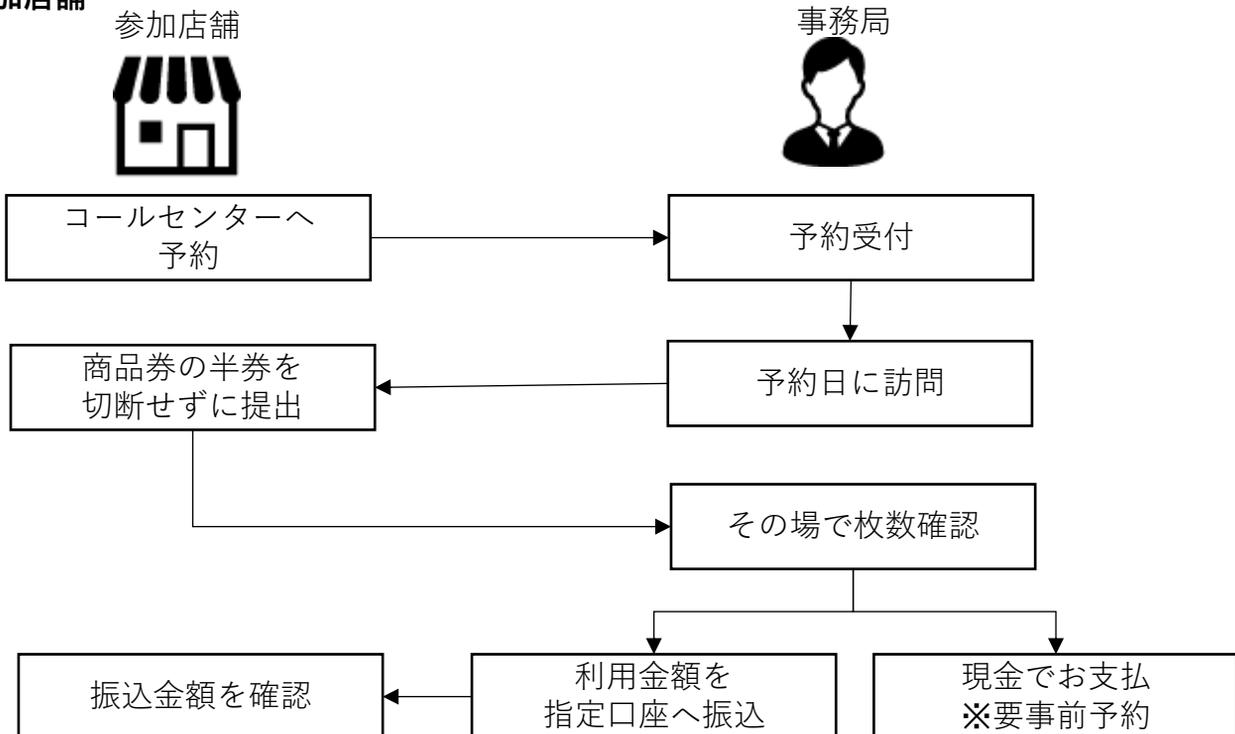
①使用済み商品券 ②登録番号（換金申請書への記入が必要です）

②は事務局から事前に提供します、登録通知書に記載いたします。

A.常設換金所



B.参加店舗



10.換金スケジュール（予定）について

※あくまで予定です。変更になる可能性もございます。
最終内容は参加店舗向けマニュアルをご確認ください。

郵送と常設換
金所での受付



事務局が店舗へ
訪問して受付



回数	申請受付期間 平日のみ 毎週水曜日締め	訪問受付日 基本木曜日	入金予定日 基本金曜日
1回目	3/2～11	3/5	3/23(月)
2回目	3/12～18	3/12	3/30(月)
3回目	3/19～25	3/19	4/3(金)
4回目	3/26～4/1	3/26	4/10(金)
5回目	4/2～8	4/2	4/17(金)
6回目	4/9～15	4/9	4/24(金)
7回目	4/16～22	4/16	5/1(金)
8回目	4/23～29	4/23	5/13(水)
9回目	4/30～5/6	4/30	5/15(金)
10回目	5/7～13	5/7	5/22(金)
11回目	5/14～20	5/14	5/29(金)
12回目	5/21～27	5/21	6/5(金)
13回目	5/28～6/3	5/28	6/12(金)
14回目	6/4～10	6/4	6/19(金)
15回目	6/11～17	6/11	6/26(金)
16回目	6/18～24	6/18	7/3(金)
17回目	6/25～7/1	6/25	7/10(金)
18回目	7/2～8	7/2	7/17(金)
19回目	7/9～15	7/9	7/27(月)
20回目	7/16～22	7/16	7/31(金)
21回目	7/23～29	7/23	8/7(金)
22回目	7/30～8/5	7/30	8/17(月)
23回目	8/6～12	8/6	8/21(金)
24回目	8/13～19	8/13	8/31(月)
25回目	8/20～26	8/20	9/7(月)
26回目	8/27～9/2	8/28 (金)	9/11(金)
27回目	9/3～9	9/3	9/18(金)
28回目	9/10～16	9/10	9/25(金)
29回目	9/17～9/18	9/17	9/29(火)

11.問い合わせ先について

沖縄市エイサー商品券事務局

電話番号：0120-025-125 10：00～16：00

メールアドレス：eisa-shouhinken@okikou.co.jp

本事業専用サイト：<https://okinawacity-eisa.com>

